

令和2年神審第25号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野浩出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年3月14日06時40分

兵庫県地ノ唐荷島東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 17トン

登 録 長 14.90メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 295キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を設けた、かき養殖漁業に従事するFRP製漁船で、同室前部中央に舵輪、その右舷側前方にレーダー、主機遠隔操縦装置及びGPSプロッターがそれぞれ備えられ、a受審人ほか3人が乗り組み、養殖用かき種の受取の目的で、船首0.1メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和2年3月14日06時20分兵庫県坊勢漁港を発し、同県室津漁港に向かった。

ところで、室津漁港南方沖合に位置する地ノ唐荷島の北東方約300メートル沖合には、東西約150メートル南北約300メートルの範囲に暗岩や干出岩が存在する危険界線で囲まれた浅所（以下「地ノ唐荷島浅所」という。）が海図W1113播磨灘北部に記載されており、Aに装備されたGPSプロッター画面を拡大表示に設定すれば、同浅所が表示されていた。

発航するに当たり、a受審人は、約2年前からAの船長職を執るようになり、これまで地ノ唐荷島東方沖合を航行した経験があまりなく、地ノ唐荷島浅所の存在について承知していたものの、その詳細について把握していなかったが、前任船長が同沖合を航行していたので、同じように航行すれば支障ないものと思い、GPSプロッター画面を拡大表示に設定して同浅所の詳細を確かめるなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、レーダー及び6海里レンジとしたGPSプロッターをそれぞれ作動させ、舵輪後方の椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、06時37分少し前播磨室津港南防波堤灯台（以下「室津港灯台」という。）から184度（真方位、以下同じ。）1.88海里の地点で、針路を016度に定め、機関を回転数毎分2,000にかけ、17.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a 受審人は、06時39分半僅か前室津港灯台から177度1.19海里の地点に達したとき、地ノ唐荷島浅所を避けるため、前任船長と同じように航行するつもりで、地ノ唐荷島との距離を目測しながら針路を046度に転じたところ、地ノ唐荷島浅所が正船首300メートルのところに存在し、同浅所に向首する状況となったものの、このことに気付かないまま続航中、06時40分室津港灯台から170.5度1.09海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、地ノ唐荷島浅所に乗り揚げ、これを乗り切った。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は下げ潮の末期であった。

乗揚の結果、船底中央部左舷側外板に破口を生じたが、後に修理された。また、甲板員1人が前頭部挫傷等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、室津漁港に向けて坊勢漁港を発航するに当たり、水路調査が不十分で、地ノ唐荷島浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、室津漁港に向けて坊勢漁港を発航する場合、地ノ唐荷島浅所が存在することを知っていたものの、その詳細について把握していなかったのだから、GPSプロッター画面を拡大表示に設定して地ノ唐荷島浅所の詳細を確かめるなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、前任船長と同じように航行すれば支障ないものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、地ノ唐荷島浅所に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせ、甲板員1人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年3月25日

神戸地方海難審判所

審判官 門 戸 俊 明